



海事協通信

2015年



日増しに春めいてきてまいりましたが、いかがお過ごしでしょうか。新年度を迎え、日々新しいことの始まりです。海事協でも初のベトナム人実習生が来日しました。



～ついにベトナム人実習生が初来日～

3月の初め、海事協ベトナム実習生1期生が来日しました。飛行機を乗り継ぎ、半日かかりで到着です。新千歳空港で出迎えましたが、一目で実習生と分かりました。



お揃いの作業着にキャップ！南国から北国へ来たので寒いのでしょうか、作業着の中はモコモコです。今日から1ヵ月海事協で中国人実習生と共同生活の始まりです。

先に来日していた中国人実習生が朝から作ってくれたカレーライスでいただきます！



私達が作りました！

まだ緊張気味？？

ベトナムと中国に分かれて

夜は、それぞれの母国語でガイダンスを受講。フォン先生を中心に真剣です。入国後は、みんな一緒に日本語の授業はもちろん、健康診断や警察講習、ごみ分別など受講します。母国語で説明や通訳が必要な時だけ分かれて受講します。実習生たちは中国語とベトナム語を教えあったり、歌を歌ったり楽しそうです。



健康診断 採血痛そう ドキドキ(泣)



警察講習 見事な膝蹴りが(笑)



みなさんはベトナム料理を食べたことがありますか？私は未体験でした。実習生が作ったベトナム料理が人生初となりました。知ってるのは、生春巻きとフォーくらいですよね？



昼食は中華、夕食はベトナム料理



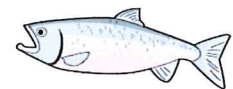
手際よく片づけながら料理します



料理している姿は中華料理を作っている様ですが、味付けは塩コショウのさっぱり味。トマトスープもあっさりしていてとても美味しかったです。

～初めて見て、触って、食べた大きな鮭～

稚内東部株式会社の社長より差入れがありました！大きな鮭を頂き、みんなで協力して調理しました。初めて食べた鮭はとても美味しかったと大好評でした！！



男性が率先しておりました



見学者も真剣です



焼き魚にして頂きました



～国会に法律案が提出～

平成 27 年 3 月 6 日『出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案』および『外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案』が国会に提出されました。

1. 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案とは？
 - ① 介護に従事する外国人の受入れ
 - ② 偽装滞在者対策の強化・・・。
2. 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案とは？
 - ① 技能実習制度の適正化
 - ② 技能実習制度の拡充など・・・。

詳しくは、法務省のホームページに掲載されています法律案の概要を添付しました。
また、普段なかなか目にしない法律案など興味のある方は法務省のホームページをのぞいて
見てください。



法律事務所便り 女性が活躍できる企業に

2015年2月、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案が国会に提出されました。
この法律案では、民間事業主は、①女性採用比率、②勤続年数男女差、③労働時間、④女性管理職比率など女性の活躍に関する状況を把握・分析し、「事業主行動計画」を策定・公表することや女性の活躍に関する情報を公開することが求められています(労働者が300人以下の事業主については努力義務とされています)。

近年、女性の活躍に注目が集まっていますが、「女性の活躍」はかけ声だけでは実現できません。長時間労働を前提とした働き方の見直しなど意識改革が必要な場合もあれば、育児・介護支援などの社内制度の整備を要する場合もあるでしょう。セクハラやマタハラ（マタニティハラスメント）が起こらない社内環境をつくることも重要です。

女性が活躍する企業の実現に向けて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）にも配慮した地道な取り組みが求められています。



あお葉法律事務所 弁護士 伊藤絢子

この法案でどの様に改正されるのかまだ分からない状態ですが、情報収集し、いち早く皆さまへお知らせ出来ればと思っております。

始まると言えば、プロ野球も開幕です！今年の日ハムの活躍が気になる河村が今月の担当でした。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案の概要

介護に従事する外国人の受入れ

介護の業務に従事する外国人の受入れを図るため、介護福祉士の国家資格を有する者を対象とする新たな在留資格を創設する。

背景

・高齢化が進む中、質の高い介護に対するニーズが増大。

「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)

○ 介護福祉士等の国家資格を取得した外国人留学生の卒業後の国内における就労を可能とするため、在留資格の拡充を含む制度設計を行う。

改正案の概要

公布の日から1年以内に施行

在留資格「介護」の創設

現在は、経済連携協定(EPA)の枠組み以外では、介護従事者としての入国・在留は認めない



活動内容を「本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動」として、新在留資格「介護」を創設

【別表第1の2「介護」関係】

偽装滞在者対策の強化

偽装滞在者の問題に対応するため、罰則の整備、在留資格取消事由の拡充等の措置を講ずる。

背景

・在留資格を不正に取得する者等(いわゆる偽装滞在者)が問題となっている。また、偽装等の手口が悪質・巧妙化。

「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)

○ 偽装滞在者対策等の推進…に積極的に取り組んでいくこととする。

改正案の概要

公布の日から3月以内に施行

1. 罰則の整備

㊦ 偽りその他不正の手段により上陸許可や在留資格変更許可等を受けた場合の罰則を整備 【第70条関係】

㊧ 営利目的で㊦の行為の実行を容易にした場合の罰則を整備(※現行入管法には、こうした罰則がない。) 【第74条の6関係】

2. 在留資格取消事由の拡充等

㊨ 活動を継続して三月以上行わないで在留している場合(現行)に加え、活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留している場合も取消事由とする 【第22条の4関係】

㊩ ㊨の新取消事由について、逃亡のおそれがあるときは、出国猶予期間を定めず、直ちに退去強制手続に移行することとする 【第22条の4及び第24条関係】

㊪ 在留資格取消処分に係る事実の調査の実施主体を、「入国審査官」から「入国審査官又は入国警備官」に変更 【第59条の2関係】

3. 退去強制に関する規定の整備

㊫ ㊦の行為を唆すなどした場合は退去強制事由に追加

【第24条関係】

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案の概要

外国人の技能実習における**技能等の適正な修得等の確保**及び**技能実習生の保護**を図るため、技能実習を実施する者及び実施を監理する者並びに技能実習計画についての許可等の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律案の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共同提出

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。
- (2) 技能実習生ごとに作成する**技能実習計画**について**認定制**とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。
- (3) **実習実施者**について、**届出制**とする。
- (4) **監理団体**について、**許可制**とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。
- (5) **技能実習生に対する人権侵害行為**等について、禁止規定を設け違反に対する所要の**罰則を規定**するとともに、技能実習生に対する**相談や情報提供**、技能実習生の**転籍の連絡調整**等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。

- (6) **事業所管大臣等**に対する**協力要請**等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による**地域協議会**を設置する。
- (7) **外国人技能実習機構を認可法人として新設**し、
 - (2)の技能実習計画の認定、
 - (2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査、
 - (3)の実習実施者の届出の受理、
 - (4)の監理団体の許可に関する調査等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、**第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)**を可能とする。

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行期日

平成28年3月31日までの間において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日